

軽防協ニュース

Vol.48

2021.2



軽種馬防疫協議会

CONTENTS

I. 令和2年度 軽種馬防疫協議会 常任委員会開催報告	1
-----------------------------	---

II. 令和2年度 軽種馬防疫協議会 専門委員会開催報告	4
------------------------------	---

III. 話題提供	46
-----------	----

馬防疫に関する学術集会

- ①第48回生産地における軽種馬の疾病に関するシンポジウム
- ②「馬防疫検討会」馬感染症研究会・技術部会

IV. 軽防協ニュース速報（号外）	48
-------------------	----

- 1. マレーシアにおけるアフリカ馬疫の発生について
- 2. 米国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件の改正～CEM 検査要件に関する変更～

V. 日本の競走馬における馬伝染性貧血のサーベイランス検査	50
-------------------------------	----

VI. 軽種馬防疫協議会 委員名簿	51
-------------------	----



表紙写真：力強いまなざし

I . 令和2年度 軽種馬防疫協議会 常任委員会開催報告

令和2年度軽種馬防疫協議会常任委員会がメール会議形式で開催され、提出議題はすべて承認された。

1. 開催日時：令和2年5月20日（水）

2. 開催方法：メール会議形式

3. メール会議参加者：（敬称略・順不同）

議長：木所 康夫（日本中央競馬会 常務理事）
常任委員：生野 等（地方競馬全国協会 理事）
木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）
益満 宏行（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）
永峰 一弘（日本馬事協会 専務理事）
横田 貞夫（日本中央競馬会 馬事担当理事）
幹事：坂東 義和（地方競馬全国協会 公正部長）
菅 浩雅（地方競馬全国協会 公正課長）
阿部 憲二（日本馬術連盟 事務局長）
江口 貞男（日本軽種馬協会 首席調査役）
中山 清秀（日本馬事協会 参与）
小玉 剛資（日本中央競馬会 馬事部長）
山中 隆史（日本中央競馬会 馬事部防疫課長）
オブザーバー：上田 毅（全国公営競馬獣医師協会 会長）
望田 森介（地方競馬全国協会 公正部調査役）
横谷 吾郎（日本軽種馬協会 業務部長）
事務局：松田 芳和（日本中央競馬会 馬事部長補佐）
小平 和道（日本中央競馬会 馬事部防疫課長補佐）
山崎 洋祐（日本中央競馬会 馬事部防疫課）
倉持 雄太（日本中央競馬会 馬事部防疫課）

4. 議 題：

1) 令和元年度 事業報告ならびに収支決算

(1) 主な事業内容

- ①常任委員会（5月22日）・専門委員会（6月20日）の開催
- ②関係機関・関係団体との連絡・協議
・防疫に関する主催者間の意見交換会（6月20日）の開催
- ③平成31年 馬の予防接種要領の制定
- ④公益社団法人中央畜産会衛生指導部の発行する「馬の健康手帳」の監修
- ⑤臨時常任委員会の開催（10月21日：メール会議）

(2) 防疫思想の啓発および普及

- ①軽種馬防疫協議会ニュースの作成・配布
・軽協ニュース Vol.47：令和元年10月発刊
- ②軽種馬防疫協議会ニュース速報の作成・配布
・速報は定期4回発刊（令和元年6月,9月,12月,令和2年2月）
・速報号外の配信は1回配信（令和2年3月）
- ③Equine Disease Quarterlyの作成・配布
・4回発刊（Vol.28,No.2-4、Vol.29,No.1）

- ④馬の予防接種啓発用リーフレットの作成・配布
 - ・予防接種（馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風）啓発用リーフレット作成・配布（10,000部）
 - ・日本ウマ科学会誌への掲載
 - ⑤公益社団法人中央畜産会が発行する感染症テキストの監修
 - ・馬ピロプラズマ病 第4版
 - ・馬インフルエンザ 第4版
 - ⑥軽種馬防疫協議会のホームページの更新
 - ・軽防協ニュース、ニュース速報・号外およびEDQの掲載
 - ・その他防疫に関するトピックスの掲載・周知
 - ⑦馬関係学術集会等への協賛による本協議会活動への理解醸成
- (3) 防疫に関する研究および疫学情報の収集伝達
防疫に関する国内および海外の情報収集、研究成果の伝達
- (4) 令和元年度軽種馬防疫協議会 収支決算報告【表1】
- (5) 令和元年度軽種馬防疫協議会 積立金収支決算報告【表2】

2) 令和2年度軽種馬防疫協議会 事業計画ならびに収支予算

(1) 主な事業内容

- ①常任委員会（5月20日：メール会議）・専門委員会（6月18日：メール会議）の開催
- ②関係機関・関係団体との連絡・協議
 - ・防疫に関する主催者間の意見交換会（6月18日：メール会議）の開催
- ③令和2年 馬の予防接種要領の制定
- ④公益社団法人中央畜産会衛生指導部の発行する「馬の健康手帳」の監修

(2) 防疫思想の啓発および普及

- ①軽種馬防疫協議会ニュースの作成・配付（年1回発刊予定）
- ②軽種馬防疫協議会ニュース速報の作成・配信（年4回配信予定、号外随時配信予定）
- ③Equine Disease Quarterlyの作成・配付（年4回発刊予定）
- ④馬の予防接種（馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風）啓発用リーフレットの印刷・配布
- ⑤公益社団法人中央畜産会が発行する感染症テキストの監修
- ⑥軽種馬防疫協議会ホームページの管理・情報発信
- ⑦馬関係学術集会等への協賛による本協議会への理解醸成

(3) 防疫に関する研究および疫学情報の収集伝達

防疫に関する国内および海外の情報収集、研究成果の伝達

- (4) 令和2年度軽種馬防疫協議会 収支予算【表3】
- (5) 令和2年度軽種馬防疫協議会 積立金収支予算【表4】

3) 令和2年 馬の予防接種要領

5. 報告事項：

- 1) 国内伝染病発生状況
- 2) 海外伝染病発生状況
- 3) 馬の輸出入検疫状況
- 4) 生産地等における防疫推進事業
- 5) 馬伝染性貧血に関すること
- 6) 馬防疫検討会
- 7) その他

表 1. 令和元年度 軽種馬防疫協議会収支決算書
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位：円)

取 入 の 部				支 出 の 部				
科 目	元年予算額	収入確定額	差 額	科 目	元年予算額	支出確定額	差 額	備 考
前年度繰越金	810,816	810,816	0	事 業 費	38,000	16,250	21,750	
				会 議 費	18,000	16,250	1,750	常任・専門委員会、幹事会
				諸 謝 金	20,000	0	20,000	
日本中央競馬会分担金	1,000,000	1,000,000	0	事 務 諸 費	2,350,000	1,976,200	373,800	
				印 刷 費	1,900,000	1,672,239	227,761	Equine Disease Quarterly、 軽防協ニュース、予防接種リーフレット等
				通 信 費	300,000	227,001	72,999	送料等
地方競馬全国協会分担金	1,000,000	1,000,000	0	HP管理業務費	120,000	66,420	53,580	サーバー保守・管理費、HPメンテナンス代
				雑 費	30,000	10,540	19,460	役務費、文具、図書等
				積 立 金	100,000	100,000	0	HPリニューアル、感染症パンフ印刷等
雑 収 入 (預金利息)	10	11	1	予 備 費	322,826	0	322,826	
				支 出 額 計	2,810,826	2,092,450	718,376	
				次年度へ繰越金	0	718,377	▲718,377	
計	2,810,826	2,810,827	1	計	2,810,826	2,810,827	1	

表 2. 令和元年度 軽種馬防疫協議会積立金収支決算書
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位：円)

取 入 の 部				支 出 の 部				
科 目	元年予算額	収入確定額	差 額	科 目	元年予算額	支出確定額	差 額	備 考
前年度繰越金	1,507,386	1,507,386	0	印 刷 費	0	0	0	※1
令和元年度積立金	100,000	100,000	0	学術集会等への協賛費	450,000	429,832	20,168	※2
				雑 費	10,000	1,296	8,704	役務費
雑収入(預金利息)	10	11	1	支 出 額 計	460,000	431,128	28,872	
				次年度へ繰越金	1,147,396	1,176,269	▲28,873	
計	1,607,396	1,607,397	1	計	1,607,396	1,607,397	1	

※1：感染症パンフレット印刷費用の補填なし

※2：日本獣医学会および OIE アジア・オセアニア地域総会への協賛金、日本ウマ科学会誌への予防接種啓発用リーフレットの掲載

表 3. 令和2年度 軽種馬防疫協議会収支予算(案)
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：円)

取 入 の 部		支 出 の 部		
科 目	差 額	科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	718,377	事 業 費	38,000	
		会 議 費	18,000	常任委員会、専門委員会、幹事会
		諸 謝 金	20,000	
日本中央競馬会分担金	1,000,000	事 務 諸 費	2,350,000	
		印 刷 費	1,900,000	Equine Disease Quarterly、 予防接種リーフレット等
地方競馬全国協会分担金	1,000,000	通 信 費	300,000	送料等
		HP管理業務費	120,000	レンタルサーバー保守・管理費、HPメンテナンス代
		雑 費	30,000	役務費、文具、図書等
雑収入(預金利息)	10	積 立 金	100,000	
		予 備 費	230,387	
		次年度へ繰越金	0	
計	2,718,387	計	2,718,387	

表 4. 令和2年度 軽種馬防疫協議会積立金収支予算(案)
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：円)

取 入 の 部		支 出 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	1,176,269	印 刷 費	250,000	※3
令和元年度積立金	100,000	学術集会等への協賛費	250,000	※4
雑収入(預金利息)	10	雑 費	10,000	役務費
		次年度へ繰越金	766,279	
計	1,276,279	計	1,276,279	

※3：伝染病予防啓発 A4 クリアフォルダ作成費

※4：日本ウマ科学会等への協賛金

II . 令和 2 年度 軽種馬防疫協議会 専門委員会開催報告

令和 2 年度軽種馬防疫協議会専門委員会が下記のとおりメール会議形式にて開催され、提出議題はすべて承認された。

1. 開催日時：令和 2 年 6 月 18 日（木）

2. 開催方法：メール会議形式

3. メール会議参加者：（敬称略・順不同）

来 賓：石川 清康（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長）

議 長：木所 康夫（日本中央競馬会 常務理事）

常任委員：生野 等（地方競馬全国協会 理事）

益満 宏行（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）

木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）

永峰 一弘（日本馬事協会 専務理事）

横田 貞夫（日本中央競馬 馬事担当理事）

専門委員：

農林水産省

和田 剛（生産局 畜産部 競馬監督課 首席競馬監督官）

尾原 博志（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（地方班長））

大竹 匡巳（生産局 畜産部 畜産振興課 技術第 1 班 課長補佐）

坂本 有希（消費・安全局 動物衛生課 検疫業務班 課長補佐）

下平 浩己（消費・安全局 動物衛生課 防疫業務班 課長補佐）

角田 隆則（動物検疫所 検疫部長）

嶋崎 智章（動物医薬品検査所 検査第一部長）

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門

楠本 正博（細菌・寄生虫研究領域 腸管病原菌ユニット長）

地方競馬全国協会

坂東 義和（公正部長）

菅 浩雅（公正部 公正課長）

望田 森介（公正部 調査役）

日本軽種馬協会

江口 貞男（首席調査役）

日本馬術連盟

阿部 憲二（事務局長）

川嶋 舟（獣医委員）

地方競馬主催者

岡井 和彦（北海道軽種馬振興公社 競走関連部 獣医グループ主幹）

舩川 寛晃（帯広市農政部 ばんえい振興室 主査）

伊藤 真（岩手県競馬組合 業務部 管理監）

原 裕（埼玉県浦和競馬組合 野田管理事務所長）

石原 裕介（千葉県競馬組合 業務課）

中嶋 将彦（特別区競馬組合 競馬事務局 競走課）

久末 修司（神奈川県川崎競馬組合 きゅう舎管理課）

高井 光（石川県競馬事業局 競馬業務課 担当課長）

安藤 恵三（岐阜県地方競馬組合 業務課）

安達 教治（愛知県競馬組合 専門員（獣医総括））

稲場 収（兵庫県競馬組合 事業部長）

劉 辰女（高知県競馬組合 競走馬診療所 技師）

相川雄一郎（佐賀県競馬組合 馬診療所長）

日本馬事協会
中山 清秀 (参与・事務局長)
全国乗馬倶楽部振興協会
山口 洋史 (専務理事)
全国公営競馬獣医師協会
上田 毅 (会長)
競走馬育成協会
佐藤 光信 (副会長・常務理事)
軽種馬育成調教センター
小林 光紀 (業務部長)
日本競走馬協会
小林 英典 (常務理事)
日高家畜衛生防疫推進協議会
駒澤 弘義 (理事)
胆振家畜自衛防疫推進協議会
吉田 喜義 (事務局長)
ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
井上 真 (理事長)
中央畜産会
向井 清孝 (衛生指導部長)
日本中央競馬会
小玉 剛資 (馬事部長)
松田 芳和 (馬事部長補佐)
川崎 和巳 (馬事部 獣医課長)
山中 隆史 (馬事部 防疫課長)
松村 富夫 (競走馬総合研究所 参与)
高橋 敏之 (競走馬総合研究所 企画調整室長)
近藤 高志 (競走馬総合研究所 企画調整室 参事)
石丸 睦樹 (栗東トレーニング・センター競走馬診療所長)
蘆原 永敏 (美浦トレーニング・センター競走馬診療所長)

事務局：

小平 和道 (馬事部 防疫課長補佐)
山崎 洋祐 (馬事部 防疫課 係長)
倉持 雄太 (馬事部 防疫課 係長)

オブザーバー：

北海道日高家畜保健衛生所
高久 英徳 (所長)
日本軽種馬協会
横谷 吾郎 (業務部長)
全国競馬・畜産振興会
大谷 清澄 (業務部 調査役)
競走馬理化学研究所
山田 雅之 (薬物分析部 分析開発課長)

4. 議事次第：

1) 議 題

①令和 2 年 馬の予防接種要領 【7 ページ】

2) 報告事項

①令和元年度 事業報告ならびに収支決算 【3 ページ】

②令和 2 年度 事業計画ならびに収支予算 【3 ページ】

③国内伝染病発生状況

・国内伝染病発生状況 【8 ページ】

・令和元年度 EHV 流産発生状況&発生頭数の推移 【9 ページ】

・馬鼻肺炎 流産型の同一シーズン・同一牧場における継続発生の定義について 【10 ページ】

④生産地の防疫状況

・日高地区 【11 ページ】

・胆振地区 【12 ページ】

・生産地疾病等調査研究成績

⑤海外伝染病発生状況

・世界各国における馬の伝染病の発生状況 (2019 年) 【13 ページ】

・軽防協ニュース速報 (号外) 【14-18 ページ】

⑥馬の輸出入検疫状況

・馬の輸出入検疫状況 【19-21 ページ】

・サウジアラビアで開催される国際交流競走に出走後に帰国する競走馬の家畜衛生条件 (仮訳) 【22-24 ページ】

・日本で開催される国際交流競走に参加する競走馬に供される馬用飼料の輸入時の取り扱いについて (第二リン酸カルシウム) 【29 ページ】

⑦生産地等における防疫推進事業

・育成馬等予防接種推進事業 【30-32 ページ】

・馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業 【33 ページ】

・馬伝染性子宮炎自衛防疫普及促進事業 (CEM 蔓延防止対策事業および CEM 侵入防止対策事業) 【34-35 ページ】

⑧馬伝染性貧血に関すること

・馬防疫検討会「馬伝染性貧血診断のためのゲル内沈降反応に関する専門会議」 【36-37 ページ】

・馬伝染性貧血の自衛防疫指針 【38 ページ】

・馬伝染性貧血の監視体制について 【39-40 ページ】

・馬伝染性貧血の抽出サーベイランス検査について 【41 ページ】

・馬伝染性貧血自衛検査推進事業 【42-43 ページ】

⑨馬防疫検討会

・馬感染症研究会

⑩その他

・馬インフルエンザ簡易検査キットの使用上の注意点 【44 ページ】

・第 31 回 OIE アジア・極東・太平洋地域総会について 【45 ページ】

・軽種馬防疫協議会委員名簿 【51-52 ページ】

●令和2年 馬の予防接種要領について

令和2年 馬の予防接種要領について

軽種馬防疫協議会

「令和2年 馬の予防接種要領」は下記のとおり全国的に統一して実施されたい。
なお、馬の移動の際には、下記の予防接種を実施した旨の証明書を携行すること。

記

1. 馬インフルエンザ

初回は使用説明書に基づいて2回接種（基礎免疫）し、以降半年に1回（春季・秋季）の補強接種を実施すること。

※ 予防接種間隔が1年を越えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。

2. 日本脳炎

使用説明書に基づき、その年の流行期前の5～6月に2回接種すること。

※ 5～6月に接種が完了していない場合でも、必ず10月末までに接種すること。

3. 破傷風

初回は使用説明書に基づいて2回接種（基礎免疫）し、翌年からは年1回の補強接種を実施すること。

※ 前年の接種歴がない場合は、再度基礎免疫から実施すること。

○ 各主催者・団体等が更に詳細な要件を定める場合は、その指示に従うこと。

○ 予防接種を実施した場合は、「馬の健康手帳」の「各種予防接種実施証明書欄」に、予防液のメーカー、製造番号、接種日、実施者等の必要事項を漏れなく記入すること。

●国内伝染病発生状況

年	馬伝染性貧血	日本脳炎	破傷風	馬パテチフス	馬鼻肺炎 (流産)	馬インフルエンザ*	馬伝染性子宮炎
1981	15	0	12	13	10	0	57
1982	5	0	20	24	12	0	39
1983	4	5	9	9	36	0	30
1984	0	1	14	32	19	0	35
1985	0	3	11	33	34	0	128
1986	0	0	4	7	36	0	109
1987	0	0	10	22	22	0	108
1988	0	0	16	2	10	0	103
1989	0	0	5	12	15	0	74
1990	0	0	7	9	21	0	24
1991	0	0	6	10	33	0	32
1992	0	0	7	0	16	0	15
1993	2	0	8	0	13	0	27
1994	0	0	12	24	13	0	11
1995	0	0	11	14	9	0	0
1996	0	0	9	15	24	0	26
1997	0	0	8	52	22	0	4
1998	0	0	10	80	15	0	11
1999	0	0	4	5	12	0	0
2000	0	0	1	0	12	0	1
2001	0	0	6	0	13	0	11
2002	0	0	3	0	10	0	4
2003	0	1	4	1	25	0	2
2004	0	0	10	9	16	0	1
2005	0	0	4	11	23	0	1
2006	0	0	5	2	26	0	0
2007	0	0	3	2	21	1061	0
2008	0	0	3	10	23	183	0
2009	0	0	6	2	27	0	0
2010	0	0	0	0	44	0	0
2011	2	0	1	0	14	0	0
2012	0	0	1	1	34	0	0
2013	0	0	0	0	35	0	0
2014	0	0	4	4	53	0	0
2015	0	0	1	0	42	0	0
2016	0	0	1	0	59	0	0
2017	0	0	2	0	27	0	0
2018	0	0	1	0	31	0	0
2019	0	0	1	0	16	0	0

●月別発生状況 (2019年)

疾病名		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
馬伝染性貧血	戸													0
	頭													0
日本脳炎	戸													0
	頭													0
破傷風	戸					1								1
	頭					1								1
馬パテチフス	戸													0
	頭													0
馬鼻肺炎 (流産型)	戸	4	2	1	2	1					2	1	2	15
	頭	4	2	2	2	1					2	1	2	16
馬鼻肺炎 (呼吸器型)	戸									1	1			2
	頭									3	2			5
馬鼻肺炎 (神経型)	戸													0
	頭													0
馬インフルエンザ*	戸													0
	頭													0
馬伝染性子宮炎	戸													0
	頭													0

(農林水産省動物衛生課、北海道農政部の資料より)

●馬鼻肺炎ウイルスによる流産発生頭数の推移 (平成元年～)

2020/5/14
公益社団法人日本軽種馬協会

地域	日高		胆振		十勝		東北		宮城		福島		栃木		千葉		鹿児島		ワクチン接種 合計	流産 合計	継続 発生	ワクチン接種 合計	摘要
	計	接種	計	接種	計	接種	計	接種	計	接種	計	接種	計	接種	計	接種	計	接種					
1989	13	1	1																3	16		3	
1990	21	8					1								1	1			8	21		8	
1991	3	10	1																17	33		17	
1992	4	13	10		6		2	1											11	15		11	
1993	5	14	2																13	16		13	
1994	6	6	5		1		1	1							1				5	14		5	
1995	7	7	2		1														5	9		5	
1996	8	18	2		1		3	3											14	24		14	
1997	9	18	2		2		2												13	22		13	
1998	10	13	5															1	15	15		15	
1999	11	11	9										1	1					10	12		10	
2000	12	12	4																4	12		4	
2001	13	12	3																3	12	4	3	
2002	14	10	3																3	11	1	3	
2003	15	24	14																14	24	10	14	
2004	16	12	8				2	2	1										10	15	4	10	
2005	17	20	13																13	20	5	13	不明1
2006	18	20	19				6	4							1	1			24	27	4	24	
2007	19	14	12		7														19	21	4	19	
2008	20	21	18																18	21	4	18	
2009	21	26	21																21	26	5	21	
2010	22	25	22		7		2	2	1										32	35	7	32	
2011	23	15	12		3														12	18	5	13	
2012	24	34	28																28	34	3	28	
2013	25	25	21																21	25	5	21	
2014	26	53	44																49	53	6	44	
2015	27	33	26		4		4												34	41	8	34	
2016	28	52	47		3		3												50	55	7	50	
2017	29	26	21		2		1												6	28	8	22	
2018	30	23	1		1		1												13	27	3	22	生ワク流通
2019	2	18	1		1														7	12	1	22	◁内は生ワク頭数
2020	2	18	1		1														17	19	4	22	◁内は生ワク頭数
...	642	44	19		12		18	10						1	3	2	5		733		733		◁内は生ワク頭数

●馬鼻肺炎 流産型の同一シーズン・同一牧場における継続発生の定義について

馬鼻肺炎 流産型の同一シーズン・同一牧場における継続発生の定義について

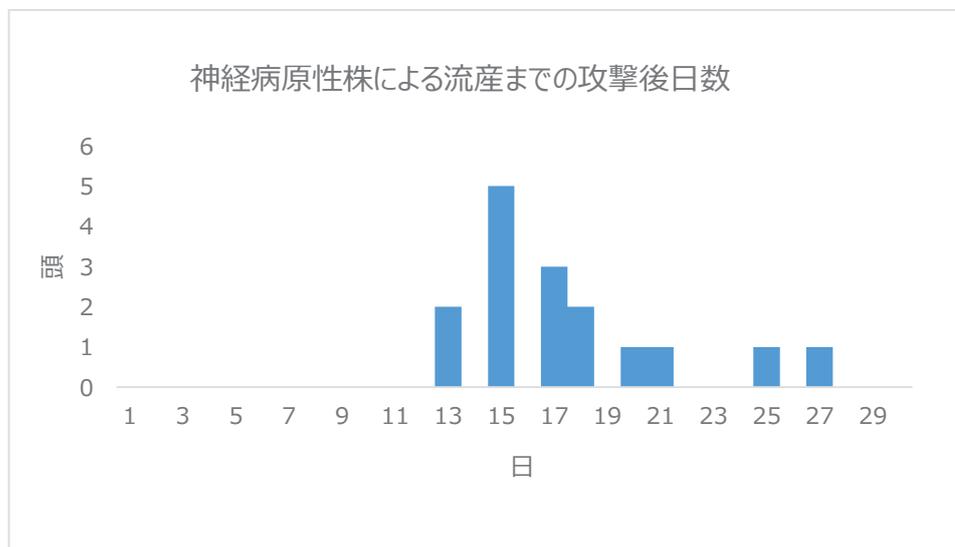
令和 2 年 2 月 27 日

JRA 馬事部防疫課

馬鼻肺炎 流産型とは、馬ヘルペスウイルス 1 型（まれに 4 型）感染による流産（生後直死も含む）のことを指す。一旦、本症による流産および生後直死が発生すると、胎子、胎盤および羊水とともに大量のウイルスが排泄されることから、流産発生時の消毒作業が不十分であると、それら排泄ウイルスの汚染による同一牧場内での他妊娠馬への水平伝播が発生することがある。特に、この流産が“数週間（several weeks）”のうちに同一牧場内で連続的に発生することは、“流産の嵐（abortion storm）”あるいは“継続（続発）”とも形容され、世界中の生産地の大きな脅威となっている。

日本では、平成 28 年に妊娠馬への生ワクチンの接種が本格的に開始されて以降、令和 2 年に至るまで、それを 2 回接種されていた牧場では連続的な流産の発生が認められず、このことが生ワクチン接種の大きな利点と考えられている。しかし、令和 2 年となり、生ワクチンの接種を受けている 2 牧場で計 3 頭の連続的な流産例が認められ、その時期は、それぞれ、それらの直近の流産発生の 56 日後、30 日後および 1 日後であった。今後、生ワクチンの野外での効果検証を行っていくためには、これまで曖昧にされてきた“継続発生”と判断する際の発生間隔の定義を明確にしておく必要がある。

JRA 総研が実施した感染実験のデータ（下図参照、神経病原性株による流産までの攻撃後日数）によると、攻撃後最も早い例で 13 日、また、最も遅い例で 27 日であった。そこで、初発例から 10 日以上 30 日以内の発生を、今後、直近の発症と因果関係のある継続発生例として定義し、生ワクチンの“継続”発生の抑制効果を集計したい。しかし、初発例からの間隔が 10 日未満のものについては、原因ウイルスの遺伝子型別や血清学的調査等の分析を積極的に行い、新規の同時多発あるいは継続発生のいずれに分類するほうが適切かについて、その都度、検討を加えるものとする。



●生産地の防疫状況（北海道胆振総合振興局内）

1. 馬伝染性子宮炎検査状況

検査区分	年度	S56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
定期検査	検査頭数	1,514	1,484	1,457	1,484	1,475	1,670	2,565	1,616	1,540	1,644	1,615	1,585	1,574	1,517	1,570	1,389	1,441	1,330	1,256	1,259	1,272	
	検査頭数											1							2				
	検査頭数																						
	検査頭数																						
病性鑑定	検査頭数									36	89	117	106	95	69	79	63	56	98	271	186	132	
	検査頭数																						

年度	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31(R1)	R2
定期検査	検査頭数	1,354	1,193	1,095	1,147	1,254	1,219	1,271	254	234	226	211	248	213	249	227	240	4
	検査頭数	1																
病性鑑定	検査頭数	139	281	98	87	127	68	32	86	0	0	0	0	0	0	0	0	
	検査頭数																	

注：S56年以前は検査未実施。H14年度をもって胆振管内の清浄性が確認されたことから定期検査は終了。H15年度以降は胆振管内自衛防疫推進協議会による自主防疫で対応する。
 なお、H15年度に摘発された1頭は発症馬でなく、疫学的に日高管内と関連があった。培養検査陰性、PCR陽性。当該馬は廃用。
 ※ ①法5条検査で継続して全頭陰性である。②JRAの清浄化推進事業によるPCR検査でH13・14年と全頭陰性。③ハハリスク馬がH12年以降存在しない。

2. 馬伝染性ウイルスによる流産発生状況

年度*	S61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10→13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31(R1)	
戸数	2	1	0	1	0	1	0	2	3	2	2	2	1	0	1	0	0	0	0	2	0	1	4	0	0	0	0	4	2	1	0	1
頭数	4	6	0	1	0	1	0	2	5	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	7	0	9	4	0	0	0	0	3	2	1	0	1

令和2年6月4日現在 *シーズン(当年10月～翌年9月)

3. 馬インフルエンザ発生状況

年度	H19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31(R1)
戸数	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頭数	24	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
種牡馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繁殖牝馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育成馬	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育成馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
種牡馬	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繁殖牝馬	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 馬の輸入状況

年度	H6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31(R1)								
																										計	牝							
アメリカ	20	120	133	78	50	48	83	78	73	46	37	68	82	57	48	42	47	38	40	33	36	51	35	41	34	50	19	31						
イギリス	9	10	12	13	12	20	5	34	31	21	17	27	34	17	6	21	15	23	27	7	12	7	19	25	30	18	2	16						
フランス	9	16	5	13	19	9	5	8	1	6	7	1	3	1	1	6	7	6	5	6	20	24	6	2	15	2	2	2						
オーストラリア				3	11	32	11	16	8	7	27	9	3	20	14	4	4	4	16	3	6	16	17	8	0	13	8	3						
アイルランド	4	13	8	6	6	8	2	8	7	3	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	5	5	2						
ドイツ																																		
ロシア																																		
カナダ																																		
UAE																																		
アラブ																																		
ロシア																																		
アルゼンチン																																		
ベルギー																																		
オランダ																																		
合計	42	160	161	113	100	175	106	147	121	82	93	107	134	96	89	79	75	71	95	71	77	102	85	80	95	90	30	58	2					

●世界各国における馬の伝染病の発生状況 (2019 年)

疾病 \ 国	アメリカ	カナダ	アイルランド*	イギリス	フランス	イタリア	ドイツ	ベルギー	香港	UAE	シンガポール	オーストラリア	ニュージーランド	日本
馬伝染性貧血	+	+	-	-	-	+	-	-	-			-	-	-
日本脳炎														-
ウエストナイルウイルス感染症	+	+			+	+								
水胞性口炎	+	-			-									
馬ウイルス性動脈炎	+	+	-	+	+	+	+	+				+	-	
馬インフルエンザ	+	+	+	+	+	+	+	+						-
馬鼻肺炎	+	+	+	+	+	-	+	+				+	+	+
ヘンドラウイルス感染症												+		
馬ピロプラズマ病	+	-	+	+	+	-	-	-	-	-		-		
鼻疽	-	-	-	-	-	-	-	-						-
馬伝染性子宮炎	-		-	-	+	-	+	+						-

International Collating Centre より情報を引用

※一部、国際獣疫事務局(OIE)、GOV.UK、European Centre for Disease Prevention and Controlのホームページより情報を追加

記載コード	
灰色塗り	過去の発生なし
-	当該年の発生なし
+	当該年の発生あり

●タイにおけるアフリカ馬疫の発生について



軽防協ニュース速報（号外）

2020 年 4 月 2 日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

タイにおけるアフリカ馬疫の発生について

タイにおいて、初めてアフリカ馬疫の発生が報告されましたので、以下に情報をまとめました。

また、国際獣疫事務局（OIE）のホームページ上にも、現時点での情報が掲載されておりますので、ご興味のある方はそちらのほうも併せてご確認ください（英語）。

https://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=33768

タイにおける発生状況

今回発生した地域は、タイ・バンコクから北東に約 250km の距離にあるナコーンラーチャシーマー（Nakhon Ratchasima）県であり、これまで 62 頭が発症し、うち 42 頭が死亡、さらに感染馬との接触が疑われ 279 頭が当局の監視下におかれています。OIE の情報によると、侵入経路は現在のところ不明であり、今後の情報に注視が必要です。

なお、タイと日本の間では、現在、有効な馬の輸入家畜衛生条件はないため、タイから馬が輸入されることはありません。

アフリカ馬疫とは？

アフリカ馬疫とは、主に馬属にアフリカ馬疫ウイルス（レオウイルス科オルビウイルス属）が感染することによって引き起こされる伝染病です。馬属の中でも、特に馬は感受性が高く、致死率（70-90%）が非常に高いことが知られています。一方、シマウマは感染するとウイルス血症が引き起こされるものの不顕性に耐過することから、常在地において、重要な感染源となっていることが知られています。本ウイルスは感染動物を吸血したヌカカによって、他の健康な動物に伝播するため、馬同士の接触により感染が伝播することはありません。

アフリカ馬疫の存在は古く（15 世紀頃）から知られており、主な発生地域は南アフリカから中央アフリカ（サハラ砂漠以南）ですが、過去には北アフリカや中近東、インドにまで発生が拡大したことがあります。しかし、今回のような東南アジアでの発生例は過去にありませんでした。

感染した馬には、主に循環器系および呼吸器系の障害に起因する臨床症状が認められます。病型は一般的に 4 型に分類され、症状が軽度のものから、発熱型（馬疫熱）、心臓型（亜急性型）、心臓型と肺型の混合型（急性型）および肺型（甚急性型）に区分されますが、その境界は必ずしも明確ではありません。

アフリカ馬疫に対する特異的な治療法はなく、発症馬の摘発淘汰、発生農場および周辺牧場の移動禁止が防疫上重要となります。常在地域では生ワクチンが実用化されていますが、生ワクチン株と自然界のウイルス株が野外で交雑して、新たなハイブリッドウイルスが生み出され流行するということが繰り返されてきたため、現在、不活化ワクチンの開発が南アフリカで行われています。

軽種馬防疫協議会

●タイにおけるアフリカ馬疫の発生について（第 2 報）



軽防協ニュース速報（号外）

2020 年 4 月 7 日
 軽種馬防疫協議会 事務局
 (JRA 馬事部防疫課)

タイにおけるアフリカ馬疫の発生について（第 2 報）

先日、タイにおいて初めてアフリカ馬疫の発生が報告されましたが、今回新たにタイ国内の別の 2 地域においてアフリカ馬疫の発生が報告されました。

以下に、国際獣疫事務局（OIE）のホームページ上にも、現時点での情報が掲載されておりますので、ご興味のある方はそちらのほうも併せてご確認下さい（英語）。

https://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapEventSummary&reportid=33826

タイにおける発生状況

今回新たに発生した地域は、以下の 2 ヶ所です（いずれも 3/27 に発生）。

- プラチュワップキーリーカン（Prachuap Khiri Khan）県
10 頭が発症し、全 10 頭死亡。5 頭が感染馬との接触疑い。
- チョンブリー（Chon Buri）県
6 頭が発症し、うち 5 頭が死亡。27 頭が感染馬との接触疑い。

侵入経路、および前回の発生を含めた 3 件間の関連性は現在のところ不明です。引き続き今後の情報に注意が必要です。

（参考）前回の発生状況

- ナコーラーチャシーマー（Nakhon Ratchasima）県
62 頭が発症し、うち 42 頭が死亡。279 頭が感染馬との接触疑い。



PK : プラチュワップキーリーカン県

CB : チョンブリー県

NR : ナーコンラーチャシーマー県

軽種馬防疫協議会

●新型コロナウイルスと馬等の動物に関連する情報提供



軽防協ニュース速報（号外）

2020年3月24日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

新型コロナウイルスと馬等の動物に関連する情報提供

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）につきまして、本協議会事務局がよく受ける質問とその返答につきまして、以下のようにまとめました。

また、国際獣疫事務局（OIE）のホームページ上にも、現時点で獣医学に関連するよく受ける質問とその返答が記載されています。ご興味のある方は、そちらのほうもご覧ください（英語）。

<https://www.oie.int/en/scientific-expertise/specific-information-and-recommendations/questions-and-answers-on-2019-novel-coronavirus/>

コロナウイルスとは？

コロナウイルスは、鳥や哺乳類（ヒトを含む）に感染する RNA ウイルスです。ヒトでは、普通風邪の原因のひとつとして知られていますが、消化器に感染することもあります。COVID-19 の原因となる新型コロナウイルスもコロナウイルスの一種であり、おそらくは野生動物由来であると考えられています。

犬や猫のコロナウイルスはヒトに感染する？

犬コロナウイルスは、犬に下痢を引き起こします。また、猫コロナウイルスは、猫伝染性腹膜炎（FIP）の原因であり、感染猫の生命に関わる重要な病気として、長年知られています。これらがヒトに感染した例は知られていません。

馬コロナウイルスはヒトに感染する？

1975 年に下痢を呈する馬で初めて認められた馬コロナウイルスは、新型コロナウイルスと同じベータコロナウイルス属に分類されますが、遺伝学的に明確に区別される別種です。主な症状は発熱や下痢で、日本では、ばんえい競馬場で過去に 3 回流行したことが知られています。

馬コロナウイルスは、直接的な糞口感染により馬から馬へと伝播します。もちろん、糞に汚染した馬服などを介して間接的に伝播することもあります。なお、馬コロナウイルスがヒトに感染した報告はありません。

新型コロナウイルスはペットや馬に感染する？

新型コロナウイルスに感染したヒトのペット犬の鼻や口から、新型コロナウイルスが検出されました。しかしながら、犬や猫などのペットを介して、ヒトや他の動物に新型コロナウイルスを伝播させたとする証拠は今のところありません。また、馬の新型コロナウイルス感染例も今のところ報告はありません。

もし、あなたが COVID-19 と診断されたら？

他のヒトたちへの伝染リスクとなりますので、保健衛生当局からの指示（自宅等での隔離など）を厳守しましょう。先に示しましたように、同居するペットや馬を飼育する上で、明らかな伝播のリスクとなる証拠はありませんが、それら動物に触れる前後には、十分な手指の衛生措置（石鹸を用いた手洗いなど）を行い、動物をハグしたり、顔を摺り寄せたりなどの濃厚な接触は避けましょう。

軽種馬防疫協議会

●北米における馬鼻肺炎の神経型の流行



軽防協ニュース速報（号外）

2020年6月4日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

北米における馬鼻肺炎の神経型の流行

今年の冬-春シーズンは、北米大陸において馬鼻肺炎の神経型が連続的に発生しています。以下に、現時点までのその状況を要約いたしました。これらのオリジナルのデータは、International Collating Centre (ICC) が公開しているものであり、原文は ICC のホームページ (<http://www.aht.org.uk/disease-surveillance/international-collating-centre>) からアクセスできます。

発生状況

米国では、4月13日(カリフォルニア州)、4月27日(ワシントン州)、5月16日(ノースダコタ州)および5月26日(アイオワ州)に、馬ヘルペスウイルス1型(EHV-1)感染による神経型の発生が報告されています。また、カナダでは5月16日に、オンタリオ州にあるウッドバイン競馬場(カナディアンインターナショナルステークスなどの国際G1競走の開催場として有名)において、同じ棟の厩舎に飼養されていた2歳のサラブレッド2頭がEHV-1感染による神経型と診断されました。現在、すべての馬は、同競馬場の管理団体(Alcohol and Gaming Commission of Ontario)の許可なく同競馬場から退厩することは禁止されています。さらに、同じ棟の他馬は、調教などの理由であっても屋外へ出すことは禁止されています。このような措置は、通常、1ヶ月程度継続されることが普通ですので、現在、新型コロナウイルスの流行のため同競馬場での競馬開催は行なわれていませんが、今回の神経型の発生により、再開がさらに遅れるのではないかと危惧されています。

このウッドバイン競馬場における原因 EHV-1 株は、神経組織への病原性が高いとされる遺伝子の変異を有していると考えられています。その遺伝子変異はウイルスゲノム(約15万塩基対)のうち、たった1つの塩基配列が変化しているものですが、明らかに馬の神経組織への病原性が上昇させることが知られており特に警戒が必要です。昨年、日本では、この遺伝子変異を持っている EHV-1 株か否かを迅速に区別できる診断法(LAMP-FLP法)が開発・導入されましたが、幸いにも、現在のところ、同遺伝子変異を有する EHV-1 株は摘発されていません。

馬鼻肺炎とは？

馬鼻肺炎は、馬ヘルペスウイルス1型(EHV-1)あるいは4型(EHV-4)の感染によって引き起こされる疾病の総称です。EHV-1感染の場合は、呼吸器症状(呼吸器型)、流産あるいは生後直死(流産型)、あるいは後駆麻痺を主徴とする運動失調(神経型)の3つの臨床型が知られています。毎年、日本では、おもに若齢馬群での呼吸器型の流行が、また、生産地では流産が散発しています。本症の予防として生ワクチンの接種が実用化されていますが、現在のところ、神経型の予防は効能に入っていません。神経型を発症した馬を早期に診断し、他馬から隔離することが、重要な防疫対応となります。なお、EHV-4は、原則として呼吸器型のみを引き起こします。

軽種馬防疫協議会

● 処女地ニュージーランドにおける馬ピロプラズマ病の摘発



軽防協ニュース速報（号外）

2020 年 6 月 4 日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

処女地ニュージーランドにおける馬ピロプラズマ病の摘発

ニュージーランドにおいて、本年 5 月 22 日に馬ピロプラズマ病の発生が報告されましたので、以下に情報をまとめました。

また、国際獣疫事務局（OIE）のホームページ上にも、現時点での情報が掲載されておりますので、ご興味のある方はそちらのほうも併せてご確認ください（英語）。

https://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=34414

発生状況

これまでニュージーランドにおいて馬ピロプラズマ病の発生はなく、今回摘発された馬は、2019 年 2 月にフランスから輸入された 4 歳牝馬であり、ニュージーランドから輸出する際の検疫時に陽性と判定されました。輸入検疫時の検査では本病は検出されませんでした。120 頭が感染馬との接触を疑われていますが、本症の伝播にはダニの媒介を必要とします。

ニュージーランドと日本の間には馬の家畜衛生条件が締結されていますが、「馬ピロプラズマ病の発生が存在しないこと」が条件とされているため、今回の発生を受けて同条件の一時停止措置がとられています。（参考：<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/uma.html>）

馬ピロプラズマ病とは？

馬ピロプラズマ病は古くからその存在が知られており、赤血球の中に寄生する原虫によって起こる病気です。この原虫が馬に感染すると馬は貧血、黄疸、発熱や血尿などの臨床症状を示し、罹患した馬の約 10%が死亡すると言われています。馬に感染するピロプラズマ原虫には、*Babesia caballi*、*Theileria equi* の 2 種類があります。今回のニュージーランドでの発生は *Theileria equi* によるものです。上述したとおり、これらの原虫はダニによって媒介され感染します。現在、本病はヨーロッパ、アジア、ロシア、アフリカおよび中南米など世界各地に存在していますが、わが国での発生は過去に確認されておらず、家畜伝染病予防法において指定されています。一方、ヨーロッパなどの常在地では、感染馬に対して化学療法が試みられていますが、確立された治療法は存在しません。また、予防としての有効なワクチンも現在のところ存在しません。

軽種馬防疫協議会

●馬の輸入検疫頭数の推移

(単位:頭)

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	と畜場直行	合計
2005	150	164	359	4,797	23	••	5,493
2006	173	187	333	5,638	7	85	6,423
2007	323	148	214	5,302	••	••	5,987
2008	212	163	199	4,101	13	••	4,688
2009	109	191	133	4,013	36	••	4,482
2010	124	224	165	4,781	••	••	5,294
2011	94	183	186	3,247	••	••	3,710
2012	82	235	157	2,480	••	••	2,954
2013	130	233	134	3,183	3	••	3,683
2014	109	170	174	4,924	••	••	5,377
2015	133	214	173	4,362	••	••	4,882
2016	115	222	191	3,488	••	••	4,016
2017	107	209	189	3,039	2	••	3,546
2018	154	212	222	4,645	2	-	5,235
2019	122	220	203	4,215	-	-	4,760

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

●馬の輸出検疫頭数の推移

(単位:頭)

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	合計
2005	68	0	115	••	20	203
2006	66	9	97	••	••	172
2007	41	4	73	••	••	118
2008	38	••	81	••	••	119
2009	10	16	53	••	36	115
2010	66	52	51	••	••	169
2011	46	40	54	••	1	141
2012	48	23	52	••	••	123
2013	32	6	50	••	••	88
2014	32	14	104	••	••	150
2015	61	10	94	••	37	202
2016	37	14	95	••	6	152
2017	47	7	81	••	24	159
2018	37	9	86	-	5	137
2019	47	14	64	-	15	140

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

●輸入検疫における監視伝染病摘発状況

(単位:頭)

年	馬バラチフス	馬伝染性貧血	馬 ³ ウイルス性動脈炎	馬 ² ピロプラズマ病	馬鼻肺炎	馬インフルエンザ	馬伝染性子宮炎
1998	2	0	3	10	0	0	0
1999	2	0	2	0	6	0	0
2000	3	0	0	0	6	0	0
2001	3	0	0	0	0	0	0
2002	0	0	0	0	0	0	0
2003	5	1	0	0	4	0	0
2004	5	0	1	0	0	0	0
2005	9	0	0	4	0	0	0
2006	9	0	0	0	0	0	0
2007	5	0	1	0	1	0	0
2008	5	0	111	0	33	0	0
2009	7	0	2	0	0	14	0
2010	1	0	0	0	0	7	0
2011	8	0	1	1	0	14	0
2012	9	0	0	1	2	6	1
2013	13	0	0	0	0	0	0
2014	8	0	0	1	0	0	0
2015	5	0	0	0	2	0	0
2016	4 ※2	0	0	20 ※2	0	1	0
2017	0	0	0	0	5	131	0
2018	0	0	0	0	3	76	0
2019	0	0	0	0	0	0	0

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

※ 2 馬バラチフス、ピロプラズマ病の2疾病を摘発した1個体を含む。

※ 3 家畜伝染病予防法改正（平成10年4月1日施行）に伴い、1998年以降は監視伝染病以外の疾病は集計対象としていない。

●最近の輸入馬の監視伝染病摘発頭数

病 名	2017年				2018年				2019年			
	頭数	用途	仕出国	転帰	頭数	用途	仕出国	転帰	頭数	用途	仕出国	転帰
馬バラチフス												
馬ピロプラズマ												
馬鼻肺炎	5	競走用	アメリカ	回復	1	競走用	イギリス	回復				
					1	乗用	ドイツ	回復				
					1	乗用	ベルギー	回復				
馬インフルエンザ	130	肥育用	カナダ	回復	75	肥育用	カナダ	回復				
	1※4	肥育用	カナダ	死亡	1※2	肥育用	カナダ	死亡				

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

※ 1 再検査後陰性/回復について

再検査後陰性とは、摘発疾病を疑われたが再検査を行い（必要に応じて係留を延長）、感染を広げるおそれがないことを確認し、解放された

回復とは、検査を行い陽性であったが、必要に応じて係留の延長を行い、係留期間中に回復し、伝染性疾病をひろげるおそれがないことを確認し、解放されたもの。

※ 2 殺処分には、輸入者の意向による処分を含む。

※ 3 家畜伝染病予防法改正（平成10年4月1日施行）に伴い、1998年以降は監視伝染病以外の疾病は集計対象としていない。

※ 4 当該個体は疾病摘発後、他の疾病により死亡した。

● サウジアラビアで開催される国際交流競走に出走後に帰国する競走馬の家畜衛生条件（仮訳）

Racehorse (Saudi Arabia)
As of 29 January 2020
1/shouan/4712

サウジアラビアで開催される国際交流競走に出走後に
帰国する競走馬の家畜衛生条件（仮訳）

サウジアラビアのキング・アブドルアジーズ競馬場において開催される国際交流競走に参加後、同国から 60 日以内に日本に直接帰国する競走馬（以下「帰国馬」という）の家畜衛生条件は、以下によることとする。

1. 帰国馬は、サウジアラビアへ輸入された日から帰国するまでの間、以下の条件に合致していたこと。

(1) サウジアラビア国内のキング・ハリード国際空港及びキング・アブドルアジーズ競馬場にのみ滞在すること。

(2) サウジアラビア国内には、過去 2 年間アフリカ馬疫及びヴェネズエラ馬脳炎が発生のないこと。

(3) 公的な獣医師の監視下にある施設に飼養されていたものであり、それらの施設では少なくとも輸出前 60 日間は※ 1 の疾病の発生がなく、※ 1 の疾病について臨床的にその兆候が認められなかったこと。

(4) 繁殖用馬が飼養されている施設には立ち入っておらず、自然交配又は人工交配に供されなかったこと。

※ 1 炭疽、仮性皮疽、馬伝染性貧血、馬インフルエンザ、馬流行性脳炎（西部馬脳炎、東部馬脳炎及び日本脳炎）、馬モルビリウイルス肺炎（ヘンドラウイルス感染症）、馬パラチフス、馬ピロプラズマ病、馬鼻肺炎、馬トリパノソーマ病、馬ウイルス性動脈炎、鼻疽、馬痘、ニパウイルス感染症、狂犬病及び水泡性口炎

2. 帰国馬は、次の検査を受け、その結果陰性であること。

- 輸出前 30 日以内

i 馬ピロプラズマ病：血液塗抹試験及び競合 ELISA 又は間接蛍光抗体法

ii 馬伝染性貧血：寒天ゲル内沈降反応

iii 馬トリパノソーマ病：血液塗抹検査及び ELISA 又は補体結合反応

iv 馬ウイルス性動脈炎：中和試験

v 鼻 疽：マレイン検査又は補体結合反応

Racehorse (Saudi Arabia)
As of 29 January 2020
1/shouan/4712

- 輸出前 14 日以内
vi 水 胞 性 口 炎 : 中和試験

- 輸出前 5 日以内
vii 馬インフルエンザ : antigen ELISA 又は RT-PCR

*サウジアラビアの滞在期間が 14 日以内である場合、ウマ伝染性貧血 (ii)、ウマウイルス性動脈炎 (iv)、鼻疽 (v)、水疱性口内炎 (vi) の検査は、省略することができる。

3. サウジアラビアに滞在期間中、帰国馬は、以下の条件に合致していたこと。

(1) 1 (3) に規定する施設で飼養され、公的な監視下で行われる調教時及びレース出走時以外は衛生状態が同等の馬以外の馬と接触がないこと。

(2) 帰国馬は、公的な監視下において調教やレース出走すること、承認された昆虫防虫網の設置された厩舎に収容され、かつ厩舎からだされる毎に事前に防虫処理がされていること。

(3) 輸出国政府獣医官による定期的な臨床観察の結果、※ 1 の疾病の兆候がなかったこと。

4. 帰国馬は、日本向け輸出前 6 ヶ月以内に 4 から 6 週間の間隔で 2 回 (補強注射の場合は 1 回)、馬インフルエンザの予防注射を受けること。帰国馬が日本において馬インフルエンザワクチンが接種され、接種したワクチンの有効期限内に帰国した場合、再度ワクチン接種する必要はない。ただし、日本向け輸出前 2 週間以内に生ワクチンを接種されていないこと。

5. 帰国馬は、当該馬が日本から輸出された後帰国するまでの間半径 50Km 以内にウエストナイルウイルス感染症の発生がない施設において、日本向け輸出前 14 日間以上飼養され、臨床的にその兆候が認められなかったこと。又は、日本向け輸出前 1 年以内に 3 から 6 週間隔で 2 回 (補強注射の場合は 1 回)、輸出国政府により承認されたウエストナイルウイルス感染症の予防注射を受けること。

Racehorse (Saudi Arabia)
As of 29 January 2020
1/shouan/4712

6. 帰国馬の輸送に使用する輸送箱、車両及び船舶又は航空機の搭載場所は、事前に清掃の上、サウジアラビア国政府機関が許可した消毒薬で消毒したものであること。
7. サウジアラビアから日本への輸送に当たっては、当該馬はサウジアラビアで開催される国際交流競走に参加する競走馬以外の動物（馬及び偶蹄類動物）と混載してはならない。
8. 帰国馬の輸送中、寄港地において飼料及び敷料を補給しないこと。
9. 輸出国政府機関は帰国馬について次の各事項を具体的に記載した検査証明書を発行すること。
 - (1) 前記 1、3 及び 5 から 8 の各事項
 - (2) 前記 2 に掲げる疾病の検査について、その実施年月日、検査方法（鼻疽のマレイン検査を実施した場合は点眼か皮内接種かを記載し、皮内接種の場合は実施部位を記載）及び検査結果
 - (3) 馬インフルエンザワクチンの接種年月日及びその種類
 - (4) 帰国馬が馬インフルエンザワクチン以外のワクチン接種を受けている場合は、そのワクチンの種類及び接種年月日
 - (5) 帰国馬の所属施設の名称及び所在地
 - (6) 帰国馬が日本向け輸出前 60 日間に滞在したすべての施設の名称及び所在地
 - (7) 個体識別のためのマイクロチップ番号、入れ墨番号又はその他の特徴
10. 当該家畜衛生条件の上記各項目にかかわらず、日本での輸入検疫中に国際交流競走馬で監視伝染病が摘発された場合には、日本の家畜衛生当局によって、当該摘発競走馬は返送又は殺処分することができる。
11. サウジアラビアにおいて検査対象疾病が発生した際には、日本国農林水産省消費・安全局動物衛生課へ届け出ること。

2020 年 3 月 6 日

報告書

日本中央競馬会 馬事部防疫課 小平 和道

2020 年サウジカップミーティングに参加する日本馬の遠征に合わせて、サウジアラビア王国、キングアブドゥルアジーズ競馬場内の検疫エリアのバイオセキュリティ体制や競馬場周辺における衛生状態を調査するため、2020 年 2 月 19 日（水）から 3 月 2 日（月）までサウジアラビア王国に出張いたしましたので、以下のとおりご報告いたします。

1. リヤド（キング・ハーリド）国際空港およびキングアブドゥルアジーズ競馬場の位置関係

内陸都市であるリヤドはサウジアラビアの首都。キングアブドゥルアジーズ競馬場は、リヤド市から北東に約 40km、リヤド（キング・ハーリド）国際空港から東へ約 13km の場所にあります、空港から馬運車で 30 分程度。



2. 競馬場周辺の衛生状態

【馬の飼養状況】

Janadriyah Farm : 競馬場内の検疫厩舎から約 1.5km。衛生レベルは高い。

乗用馬繋養牧場 : 競馬場から約 5 km。サウジアラビア当局が定期的な健康確認をしていると聞かすが、しっかりとした衛生状態の確認がとれていない。レース

に出走する地元馬はレース 2 週間前から競馬場に滞在させ移動を制限、継続的な健康観察。

【ラクダの飼養状況】

ラクダ競走用トラック：競馬場周辺にあるが、現在は使用されておらずラクダもいない。

乗用ラクダ飼養施設：競馬場から約 5km。ラクダ→馬への感染で懸念される Surra については、媒介する刺しバエ(tabnids)の移動距離が約 200m であるため、競馬場内の馬に対する脅威とはならない。

3. サウジアラビアまでの移動時における衛生状態の維持

日本→香港（トランジット）→サウジアラビアにわたる空路の行程で、馬はストールから降ろされることはなく、国内および国外の馬運車も日本馬専用のものを使用していたことから、他の馬や動物との接触は一切なし。

4. 競馬場内の検疫エリアの設定・管理

海外からの遠征馬は、競馬場到着から帰国までの間、競馬場の検疫エリア内の厩舎（検疫厩舎）に滞在。



◎地元馬の取扱い

地元馬は、開催日の 14 日前までに競馬場に収容し、移動制限。地元馬専用厩舎と検疫厩舎との距離は 1～2km。1 日 2 回の体温測定、獣医師のチェック（毎日）。

◎検疫エリアの入退場

検疫エリア内への入退場は一つのゲートに集約。車両踏込み槽、ガードマンポスト。

◎検疫エリア内のロット分け

湾岸アラブ諸国（GCC）である Bahrain、Oman、UAE は同じ衛生レベル。

EU、UK、USA、JAPAN も、衛生レベルはほぼ同様であり一つのカテゴリー。

EU、UK、USA、JAPAN の馬と GCC 馬は、検疫厩舎の棟を分けて飼養。

日本馬と GCC 馬は調教時間や調教時の動線も別。

5. 検疫厩舎における防疫対応

◎検疫厩舎の配置や構造

既存の検疫厩舎 10 棟 + プレハブの臨時検疫厩舎 2 棟 = 計 12 棟。

各検疫厩舎の間は約 50m 以上。ダブルフェンスで約 5m のスペースが確保



◎検疫エリア、検疫厩舎への入退場

各検疫厩舎はフェンスで囲まれて、収容馬の逃亡や他の動物との接触ができない。

専用白衣、入退場記録用紙、手指消毒用ジェル、靴底消毒用マット（ビルコン S）

◎厩舎や馬房で行われている防虫措置

・電撃殺虫器（insect electrocutor）

・虫よけ網戸（vector screen）

※網目サイズは約 1mm 以下、南北の 2 か所の扉。馬の出入り時以外は閉扉

※ハエは *Musca domestica*。刺しバエはおらず Surra や EIA のリスクは低い

・防虫剤（Fly repellent）

・周辺への害虫駆除薬散布

・定期的な馬房掃除による糞尿の除去

◎馬の健康管理

- ・毎日 2 回の体温チェック、記録

◎関係者の防疫対応

検疫エリア内の厩舎スタッフ用住居やホテル、シャトルバスや場内カートは共用

6. 日本⇔サウジアラビアとの家畜衛生条件を満たすための現地の検査体制

サウジアラビアから日本へ帰国する際に求められる各種検査やドバイなど第 3 国に転戦する際の検査は、すべてサンプルをドバイに送付し、ドバイの検査機関で実施しているのが現状。サウジアラビア当局が検査可能な疾病の種類については確実な情報はない。

●日本で開催される国際交流競走に参加する競走馬に供される馬用飼料の輸入時の取扱いについて

元消安第 3 8 7 1 号
令和元年 1 2 月 5 日

日本中央競馬会 馬事担当理事
地方競馬全国協会 担当理事 殿

農林水産省 消費・安全局
動物衛生課長

日本で開催される国際交流競走に参加する競走馬に供される馬用飼料の輸入時の取扱いについて

日本で開催される国際交流競走に参加する競走馬に供される馬用飼料は、動物性加工たん白質の一時輸入停止対象である第二リン酸カルシウムが含まれる場合があり、含まれている場合には、当該成分が鉱物由来である旨又は生物由来であって脂肪及びたん白質が含まれていない旨の証明書の発行を輸出国政府などに求めています。一方で、当該参加馬は輸入後、指定された輸出入検疫施設、競馬場のみに滞在し、国際交流競走等に参加後、概ねそれぞれの国へ出国しています。

このため、当該参加馬に供される飼料及びその残渣については、焼却又は輸出先国などに持ち出されることが担保される場合、国内飼養家畜用飼料として転用される可能性は無視できると考えられることから、当該参加馬に供される馬用飼料については、動物検疫上の検査対応は本日以降、不要とすることとしました。

つきましては、貴会において国際交流競走を開催する際には、主催者として、該当する飼料を輸入又は使用する関係者に対し、飼料残渣の適切な管理・処理の指導をお願いいたします。

①育成馬等予防接種推進事業

① 育成馬等予防接種推進事業

(日本中央競馬会畜産振興事業—4 項事業)

◎ 事業の概要

1. 事業目的
競馬場入きゅう前の育成馬及び生産地の繁殖牝馬について予防接種の徹底を図り、馬防疫の推進に資する。
2. 事業内容
近年の競走馬飼養形態の集団化や大規模化、及び乗馬関係者等の交流の実態から、競走馬施行に係る生産地等における疾病の発生や拡大のリスクは、高くなってきている。競馬場入厩前の競走用育成馬及び生産地の繁殖雌馬(軽種・重種)について、日本脳炎、破傷風、馬インフルエンザ及び馬ゲタウイルスの発生を防ぐため、予防接種の徹底を図り、軽種馬生産の安定的維持・発展や、競走馬資源の育成に資する。
3. 助成率
JRA 80% : NAR 10% : JBBA 10%
4. 事業実施主体
(公社)中央畜産会
5. 事業期間
令和2年4月～令和3年3月

※各ワクチン接種に係る助成額については、予防液の購入費及び獣医師手当として要した経費と次に定める標準事業単価により算出された額のいずれか低い額の1/2以内とする

◎ 助成額

「標準事業単価」

① 3種混合ワクチン	1頭1回あたり: 2,830円
② 日本脳炎ワクチン	1頭1回あたり: 670円
③ 馬インフルエンザワクチン	1頭1回あたり: 1,850円
④ 2種混合ワクチン	1頭1回あたり: 4,840円

◎ ワクチン接種プログラム

1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等（軽種及び重種）に対し、所定の期間に日本脳炎、破傷風、ゲタウイルス感染症及びインフルエンザについて予防接種を行う。

区分	種類	馬インフルエンザワクチン	破傷風ワクチン	日本脳炎ワクチン	ゲタウイルス感染症ワクチン
育成馬等 予防接種 推進事業	1歳 1月～3月	2回接種（基礎免疫）*			
	1歳 5月～6月	1回接種（補強接種）**			
	1歳 10月～12月	1回（補強接種）			
	2歳 5月～6月	1回接種（補強接種）			
	2歳 5月～8月			1回（補強接種） ***	
	2歳 5月～8月			2回接種（基礎免疫）****	
	2歳 10月～12月	1回（補強接種）			
	繁殖牝馬 9月～12月	1回			

(注) * 2回目の接種は、1回目の接種から4週間以上経過（2ヵ月以内）してから接種すること。

** 基礎免疫の2回目の接種から概ね3ヵ月後（2～4ヵ月後）に接種すること。

3種混合ワクチンを接種できない場合は、馬インフルエンザワクチンと日本脳炎ワクチンを接種すること。

*** 2種混合ワクチンを接種しない場合は、3種混合ワクチン接種から概ね4週間（2週間～2ヵ月以内）に日本脳炎ワクチンを接種すること。

**** 2種混合ワクチンの基礎免疫の1回目は、日本脳炎の補強接種も兼ねていることから、3種混合ワクチン接種から概ね4週間（2週間～2ヵ月以内）に接種すること。また、2回目の接種は、1回目の接種から概ね4週間（2週間～2ヵ月以内）に接種すること。

ただし、2種混合ワクチンの接種対象は、本州以南の繋養馬とする。

●平成31年度「育成馬等予防接種推進事業」実施状況

(公社)中央畜産会 衛生指導部

平成31年度事業(H31.4-R2.3)

区分	1歳馬			2歳馬			繁殖牝馬		合計
	3種基礎接種	3種補強接種	インフルエンザ追加接種	3種補強接種	インフルエンザ追加接種	日本脳炎	2種基礎接種	インフルエンザ接種	
北海道	15,102	6,024	6,168	3,732	614	2,575	0	4,104	38,319
青森	209	96	28	23	3	2	0	12	373
岩手	0	0	20	29	10	24	0	0	83
宮城	0	0	2	0	0	0	0	4	6
福島	0	0	0	1	73	1	0	0	75
茨城	0	3	14	113	344	54	202	0	730
群馬	0	0	60	19	28	8	25	0	140
千葉	8	15	23	18	16	13	12	3	108
熊本	54	10	8	0	1	5	0	0	78
宮崎	14	8	16	6	2	5	0	5	56
鹿児島	26	15	57	65	22	70	0	6	261
計	15,413	6,171	6,396	4,006	1,113	2,757	239	4,134	40,229

②馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業

② 馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業

(日本中央競馬会畜産振興事業－4 項事業)

◎ 事業の概要

1. 事業目的	繁殖牝馬において、経済的損失が大きい馬鼻肺炎による流産の防止を目的とする。
2. 事業内容	繁殖牝馬を対象に獣医師が行う馬鼻肺炎ワクチン接種を推進する。
3. 事業実施主体	公益社団法人 中央畜産会
4. 事業主体	北海道衛指協他8団体
5. 事業期間	令和2年4月～令和3年3月

- 本事業は平成 17 年～22 年度に実施されていた「軽種馬生産総合防疫対策事業」のうち「馬鼻肺炎流産予防接種・調査事業」からの継続事業である。
- 平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月は日本中央競馬会競馬振興事業(3 項事業)の「繁殖牝馬予防接種推進事業」として実施。
- 平成 24 年 4 月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「生産段階における防疫強化対策事業」として実施。
- 平成 27 年 4 月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「生産地等における馬防疫強化対策事業」として実施。
- 平成 28 年 4 月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「馬防疫強化対策事業」として実施。

◎ 助成額

繁殖牝馬の馬鼻肺炎ワクチン接種に要する経費の 1/2 以内を助成する(被災地以外の地域)。

◎ 接種実績 (H31年4月～令和2年3月)

	北海道	青森	岩手	宮城	茨城	福岡	熊本	宮崎	鹿児島	合計 (延頭数)
接種頭数	14,877 (14,676)	274 (223)	24 (24)	8 (0)	6 (2)	1 (1)	24 (24)	14 (0)	70 (70)	15,298 (15,020)

* カッコ内は生ワクチン接種実績

③馬伝染性子宮炎自衛防疫普及促進事業

③ 馬伝染性子宮炎自衛防疫普及促進事業

- 平成 22 年の「馬防疫検討会」において馬伝染性子宮炎 (CEM) の国内清浄化達成が確認されたことから、繁殖用軽種馬全頭の PCR 検査は平成 23 年 3 月をもって終了した。
- 平成 23 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会が国内繁殖初供用牝馬を対象とした「馬伝染性子宮炎侵入防止対策事業」と有症状繁殖牝馬を対象とした「馬伝染性子宮炎蔓延防止対策事業」との二事業を平成 27 年 3 月末まで実施した。
- 平成 27 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会は(公財)全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて CEM 侵入防止及び蔓延防止事業と CEM 衛生指導事業を行う CEM 自衛防疫事業を平成 29 年 3 月末まで実施した。
- 平成 29 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会は(公財)全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて CEM 侵入防止及び蔓延防止事業と CEM 衛生啓蒙事業を行う CEM 自衛防疫普及事業を令和 2 年 3 月末まで実施した。
- 令和 2 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会は(公財)全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて CEM 侵入防止及び蔓延防止事業と CEM 衛生啓蒙事業を行う CEM 自衛防疫普及促進事業を実施している。(～令和 5 年 3 月:3 ヶ年)

◎ 清浄化達成後の現在の検査体制

① CEM 侵入防止事業 「国内繁殖初供用牝馬」

海外から輸入される繁殖牝馬及び

競走馬を引退して初めて繁殖に供用される牝馬 ⇒CEM 自衛防疫普及促進事業

↓

PCR 検査料=4,500 円+消費税/1 検体

② CEM 蔓延防止事業 「有症状繁殖牝馬」

子宮内膜炎等の CEM を疑う症状を呈した繁殖牝馬⇒CEM 自衛防疫普及促進事業

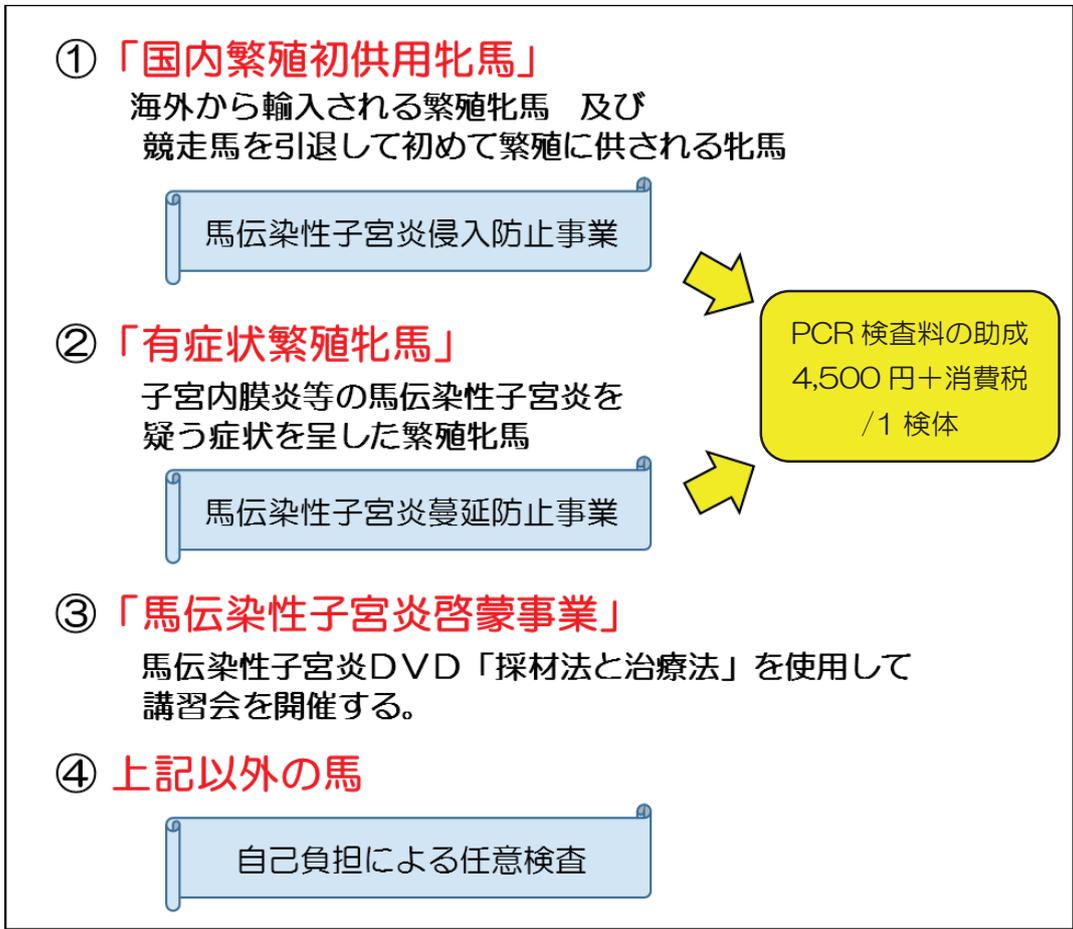
↓

PCR 検査料=4,500 円+消費税/1 検体

③ 上記以外の馬

自己負担による任意検査

- ※ 上記①あるいは②に該当する馬は、PCR 検査に係る費用の一部が助成される。
- ※ また、上記②に該当する馬は、検体採材に係る費用(採材技術料)の一部が助成される。
- ※ 上記③に該当する馬の検査は、(公財)競走馬理化学研究所で受付けている。



●馬防疫検討会 馬伝染性貧血診断のためのゲル内沈降反応に関する専門会議 報告書

馬防疫検討会 馬伝染性貧血診断のためのゲル内沈降反応に関する専門会議 報告書

令和元年 12 月 6 日

馬防疫検討会事務局

馬伝染性貧血（EIA）は、EIA ウイルスの感染に起因する疾病である。EIA ウイルスに感染した馬は、生涯にわたりウイルスを体内に保持し感染源となり得ることから、血清中の抗体を検出し淘汰する防疫体制が世界標準とされ、また、日本においても、長年にわたり同様の体制が敷かれ、第 3 回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議において本症の清浄性が確認された。本症の抗体検出法として、ゲル内沈降反応（ゲル沈法）が有用とされ、上記清浄性の評価も本法で行われた。今後の動物検疫や国内における清浄性維持の確認のためにも、ゲル沈法は必須であるが、試薬の消費量が著しく減少したため、製造の供給が不安定となっている。

本専門会議は、海外製ゲル沈試薬と現行の日本製ゲル沈試薬との間で、診断精度を比較し、海外製ゲル沈試薬の日本での使用の適否について議論したものである。

開催日時・場所

日時：令和元年 12 月 5 日（木）13 時 30 分～15 時 00 分

場所：日本中央競馬会本部 9 階第 4 会議室

出席者

【専門委員】

明石 博臣（東京大学 名誉教授）

村上 賢二（岩手大学 農学部 共同獣医学科 獣医微生物学研究室 教授）

山川 睦（(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 海外病研究統括監）

嶋崎 智章（農林水産省 動物医薬品検査所 検査第一部長）

小佐々 隆志（農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐）

山木 陽介（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 課長補佐（検疫業務班））

下平 浩己（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 課長補佐（防疫業務班））【欠席】

遠藤 明仁（農林水産省 動物検疫所 精密検査部 病理・理化学検査課 課長）

竹川 正興（農林水産省 動物検疫所 検疫部 動物検疫課 主任検疫官）

辻村 行司（日本中央競馬会 競走馬総合研究所 分子生物研究室 主任研究役）

【オブザーバー】

川崎 ななみ（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 係長）

【事務局】

横田 貞夫（日本中央競馬会 馬事担当理事）

松田 芳和（日本中央競馬会 馬事部長補佐）

山中 隆史（日本中央競馬会 馬事部 防疫課長）

山崎 洋祐（日本中央競馬会 馬事部 防疫課係長）

合意事項

海外製ゲル沈試薬（IDEXX 製、VMRD 製あるいは Zoetis 製）の診断精度は日本製（日生研製）のものと同程度といえる。日本製品の供給が不安定な場合には、それら海外製品による代用を検討し、EIA の日本への侵入防止および日本国内の清浄性の維持確認を安定的に実施すべきである。



軽種馬防疫協議会からのお知らせ

令和 2 年 1 月 10 日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

馬伝染性貧血診断のためのゲル内沈降反応の検査試薬について

馬伝染性貧血 (Equine Infectious Anemia: EIA) は、EIA ウイルスの感染に起因する疾病です。EIA ウイルスに感染した馬は、生涯にわたりウイルスを体内に保持し感染源となり得ることから、血清中の抗体を検出し淘汰する防疫体制が世界標準とされており、日本においても、長年にわたり同様の体制が敷かれております。

本症の抗体検出法として、ゲル内沈降反応 (ゲル沈) が最も有用とされており、国内の動物検疫や清浄性維持の確認のためには必須の検査法です。しかしながら、2018 年 4 月の家畜伝染病予防法施行規則の一部改正により検査規模は縮小し、国内製ゲル沈試薬の消費量が著しく減少したため、現在は市場への供給が不安定となっています。

そのような状況を受けて、馬防疫検討会「馬伝染性貧血診断のためのゲル内沈降反応に関する専門会議」が 2019 年 12 月 5 日に開催され、その場で結論付けられた以下の内容が、馬防疫検討会第 18 回本会議にて承認されましたので、お知らせいたします。

● 海外製ゲル沈試薬 (IDEXX 製、VMRD 製あるいは Zoetis 製^{※1}) の診断精度は国内製 (日生研製^{※2}) のものとほぼ同等である

※1 IDEXX 製: Equine Infectious Anemia Virus Antibody Test Kit

VMRD 製: EQUINE INFECTIOUS ANEMIA VIRUS ANTIBODY TEST KIT

Zoetis 製: Equine Infectious Anemia Virus Antibody Test Kit LAB-EZ®/EIA

※2 日生研製: 日生研精製伝貧ゲル沈抗原

● 国内製ゲル沈試薬の供給が不安定な場合には、上記の海外製ゲル沈試薬により代用し、EIA の日本への侵入防止および日本国内の清浄性の維持確認を安定的に実施すべきである

●馬伝染性貧血の自衛防疫指針



馬伝染性貧血の自衛防疫指針

〔 令和元年 12 月 1 日付元軽防協第 4 号
軽種馬防疫協議会 議長 通知 〕

馬伝染性貧血は、馬伝染性貧血ウイルスの感染によるウイルス性疾患であり、馬産業に大きな被害をもたらし得る家畜伝染病である。日本では、平成 29 年に国内における本病の清浄性が確認されたことを受け、自衛防疫指針（平成 30 年 4 月 1 日付 30 軽防協第 2 号）を定めたところである。同指針では、清浄度の維持確認のため、未検査の競走用馬は、当面の間、競馬場等への入厩前に検査をすることとしていた。しかしながら、現在に至るまで陽性馬の摘発はないことから、清浄度維持確認のための自衛検査の内容を変更し、下記のとおり新たな指針を定める。

記

1. 輸入馬については、輸入後少なくとも 1 か月の間隔をあげ、着地検査期間中に検査を実施し、陰性を確認すること
2. 貧血など、本病の感染が疑われる馬については、検査を実施すること

なお、次年度以降は、日本中央競馬会競走馬総合研究所が検査を実施する各競馬場等の在厩馬における抽出サーベランスに積極的に参加し、本症の清浄度の維持確認に努められたい。

●馬伝染性貧血の監視体制について

事務連絡

令和元年 12 月 2 日

北海道農政部生産振興局畜産振興課長 殿

農林水産省消費・安全局

動物衛生課家畜防疫対策室長

馬伝染性貧血の監視体制について

平素より家畜衛生行政の推進にご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

馬伝染性貧血（以下「EIA」という。）については、2017年11月の第14回馬防疫検討会本会議において、清浄化されたと考えるのが妥当との評価書が承認されたことを踏まえ、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。（以下「省令」という。）第9条に基づき5年ごとに行われていたEIA検査を省令改正の上、終了しました。

その後、EIAの国内監視体制については、馬伝染性貧血の自衛防疫指針（平成30年4月1日付30軽防協第2号軽種馬防疫協議会議長通知）に基づき、競走馬を対象として、未検査の競走用馬の競馬場等への入厩前の検査を主要馬産地において実施いただいていたところでした。

今般、馬伝染性貧血の自衛防疫指針（令和元年12月1日付元軽防協第4号軽種馬防疫協議会議長通知）において、検査方針が変更されたことに伴い、令和元年12月1日よりEIAの監視体制が下記のとおり変更となりますので、遺漏なくご準備いただきますようお願いいたします。

記

1 輸入馬を対象とした自主検査

家畜防疫員は、輸入馬（輸入後、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼育される肥育用の馬を除く。）の着地検査を実施した際に、輸入家畜飼養者に対して以下の内容について助言・指導すること。

なお、動物検疫所は輸入馬の解放時に、同趣旨の指示書を発行する。

(1) 輸入馬（肥育用馬は除く。）

輸入後少なくとも1か月の間隔をあげ、着地検査期間中に検査を受けること。

※ 馬伝染性貧血の自衛防疫指針（令和元年12月1日付元軽防協第4号軽種馬防疫協議会議長通知）

(2) 肥育用馬

輸入後、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養すること。

2 競走用馬を対象とした自主検査

各競馬場等の在厩馬における抽出サーベイランスを実施（日本中央競馬会競走馬総合研究所が検査）。

3 その他

（1）検査は、一般財団法人生物科学安全研究所に依頼することも可能。

（2）検査費用は、公益社団法人中央畜産会が実施する事業で助成することを検討中。

以上

●馬伝染性貧血の抽出サーベイランス検査について

馬伝染性貧血の抽出サーベイランス検査について

2020 年 5 月 20 日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

【概要】

令和元年 12 月 1 日付軽防協議長通知「馬伝染性貧血の自衛防疫指針」にて定められた新たな指針には、「次年度以降は、日本中央競馬会競走馬総合研究所が検査を実施する各競馬場等の在厩馬における抽出サーベイランスに積極的に参加し、本症の清浄度の維持確認に努められたい。」という文言が付記されたことから、2020 年度より抽出サーベイランスを実施する。

【対象・方法】

- ・対象頭数は各 60 頭（性別、年齢問わずに無作為に抽出）
 - 生産地
 - JRA 日高育成牧場および宮崎育成牧場の 1 歳馬全頭
 - 地方競馬場
 - 全国の地方競馬場の在厩馬
 - JRA
 - 美浦および栗東トレーニング・センターの在厩馬
- ・採血時期の目安は秋頃（10～11 月）
- ・JRA 競走馬総合研究所 分子生物研究室宛に血清を送付（冷凍）
- ・JRA 競走馬総合研究所にてまとめて検査（無料）
- ・年内（毎年、12 月中）に検査結果を返答

【サーベイランス結果の報告】

Animal Health Trust 内の International Collating Centre を通じて、国際競馬統括機関連盟(IFHA)へ報告。

●馬伝染性貧血自衛検査推進事業

馬伝染性貧血自衛検査推進事業

(日本中央競馬会畜産振興事業－助成事業)

◎ 事業の概要

1. 事業目的
家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査の対象外となった馬伝染性貧血について、輸入馬の着地検査及び競走用馬における抽出サーベイランスにおいて地域の自衛防疫の取り組みの中で検査を実施し、我が国の馬防疫の推進に資することを目的とする。
2. 事業内容
対象となる馬及び検査は以下のとおり。 1. 輸入馬 (1)馬の要件:令和2年以降に輸入された馬(輸入後、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養される肥育用の馬を除く。) (2)検査要件:令和2年4月以降に受ける検査。原則として輸入後少なくとも1か月の間隔をあげ、着地検査期間中に行う検査。 2. 競走用馬 (1)馬の要件:競馬場在厩馬(中央競馬所属馬は除く)。各競馬場毎にランダム抽出した60頭/年。 (2)検査要件:令和2年4月以降の抽出サーベイランスにおける採材等。検査等に要する経費の助成を行う。
3. 事業実施主体
公益社団法人 中央畜産会
4. 事業主体
北海道衛指協他 17 団体(元年度実施団体)
5. 事業期間
平成 31 年 4 月～令和 4 年 3 月

◎ 助成額(令和2年度)

1. 輸入馬

検査機関の検査料	5,000 円以内(1頭あたり)
証明書料	500 円以内(1頭あたり)
採材等技術費	12,850 円以内(1日あたり)
採材資材	700 円以内(1頭あたり)
事務諸費	500 円以内(1頭あたり)

2. 競走用馬

採材等技術費	12,850 円以内 (1 日当たり 3 回日以内)
採材資材	12,000 円以内 採血針、試験管等
事務諸費	5,000 円以内 送料等

◎ 助成実績 (H31年 4 月～令和2年 3 月。令和元年 12 月集計)

	北海道	青森	山形	福島	栃木	群馬	埼玉	神奈川	長野	岐阜
検査頭数	2,294 (0)	20 (0)	(0)	(7)	(12)	67 (0)	35 (3)	(8)	(3)	(0)

	京都	大阪	兵庫	奈良	鳥取	熊本	鹿児島	合計	総計
検査頭数	(3)	(0)	(7)	(9)	(0)	(0)	(0)	2,416 (52)	2,468

* カッコ内は輸入馬。

●馬インフルエンザ簡易検査キットの使用上の注意点について



軽種馬防疫協議会からのお知らせ

令和 2 年 1 月 15 日
 軽種馬防疫協議会 事務局
 (JRA 馬事部防疫課)

馬インフルエンザ簡易検査キットの使用上の注意点について

先般、人用インフルエンザ簡易検査キットを馬インフルエンザ検査に応用した際、添付文書に定められている反応温度（15～30℃）を逸脱する低温下で反応させたことによると考えられる偽陽性例が出現いたしました。本症の簡易検査を実施するにあたっては、キットの添付文書をよく読み、特に冬期には、反応温度にご注意いただきますようお願い申し上げます。

【参考】クイックチェイサー-Flu A, B に対し、低温下でダミー検体（生理食塩水）を反応させて再現した偽陽性ライン

反応温度：-25℃



反応温度：4℃



両反応温度ともに、A型陽性のラインが出現しているが、4℃では-25℃の場合よりやや薄く、温度依存性が認められる。

軽種馬防疫協議会

●第31回 OIE アジア・極東・太平洋地域総会について



OIE地域総会とは

- 地域委員会は、動物衛生に関する地域の課題の検討及び協力活動を組織するために設置されており、2年に一度、地域メンバーが一堂に会し、動物衛生に関する地域の課題について協議する場として、地域総会を開催。
- 今般、日本が主催国となり、63年ぶり2回目となる第31回アジア・極東・太平洋地域総会を宮城県仙台市で開催。
(前回の日本での開催は、昭和31年(1956年))

(参考) 直近の開催事例

- ・ 第30回 平成29年11月、マレーシア(プトラジャヤ)
- ・ 第29回 平成27年 9月、モンゴル(ウランバートル)
- ・ 第28回 平成25年11月、フィリピン(セブ)

- 我が国は、本地域総会的主催国であると同時に、現在、熊谷動物衛生課長がアジア・極東・太平洋地域委員会の議長を務めていることから、本地域総会においては、我が国がアフリカ豚コレラ対策等の地域の主題課題についての議論を主導。

開催要領

1. 日程：令和元年9月2日(月)～6日(金)
2. 場所：宮城県仙台市(仙台国際センター)
3. 参加者：OIE事務局長、地域メンバー(32カ国・地域)、関係機関等(合計140名程度)

4. 主な議題：
 - ・ アフリカ豚コレラの予防と防御のための協力強化
 - ・ 水生動物衛生
 - ・ 人獣共通感染症と食品安全
 - ・ 薬剤耐性対策
 - ・ 地域における疾病発生状況の分析



Ⅲ . 話題提供

1. 馬防疫に関する学術集会

①. 第 48 回生産地における軽種馬の疾病に関するシンポジウムの開催報告

(本発表会において報告された演題の要旨集は軽種馬防疫協議会のホームページでご覧いただけます。)

1. 主 催：日本中央競馬会 (JRA)
2. 開催日時：令和 2 年 10 月 15 日 (木)
3. 開催場所：静内エクリプスホテル
4. 議 事

○最近の米国の馬獣医療

座長：守山 秀和 (JRA 日高育成牧場)

- 1) ケンタッキーにおけるサラブレッド生産と繁殖獣医療
○村瀬 晴崇 (JRA 日高育成牧場)
- 2) 北米獣医専門医と獣医学教育
○吉村 誠司 (NOSAI みなみ日高支所家畜高度医療センター)

○微生物学

座長：山中 隆史 (JRA 馬事部防疫課)

- 1) 抗菌薬投与および周術期における腸内フローラの変化
○丹羽 秀和 (JRA 競走馬総合研究所)
- 2) ウマコロナウイルス感染症
○上林 義範・根本 学 (JRA 競走馬総合研究所)
- 3) 日高管内における馬伝染性貧血の清浄化達成までの取り組み
○大野 治 (北海道 日高家畜保健衛生所)

○遺伝学・免疫学・繁殖学・外科学

座長：村瀬 晴崇 (JRA 日高育成牧場)

- 1) サラブレッドの遺伝的多様性とインブリーディング
○戸崎 晃明 (競走馬理化学研究所)
- 2) ユニバーサルドナー選定のための検査について
○梶 裕永 (競走馬理化学研究所)
- 3) 不受胎馬に対する子宮鏡下ミソプロストール局所投与の効果
○水口 悠也 (日高軽種馬農業協同組合)
- 4) 馬の臨床 (外科手術) における CT 検査の応用とその有用性
○田上 正明 (帯広畜産大学・社台ホースクリニック)

②. 令和2年度「馬防疫検討会」馬感染症研究会の開催報告

「馬防疫検討会」馬感染症研究会が下記のとおり開催された。

本年は新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮し、例年開催されている研究部会については中止とし、技術部会のみを開催した。

馬感染症研究会・技術部会

1. 主催：農林水産省／農研機構 動物衛生研究部門／日本中央競馬会（JRA）／公益社団法人 中央畜産会

2. 開催日時：令和2年10月28日（水）～10月29日（木）

3. 開催場所：JRA 競走馬総合研究所

4. プログラム

第1日目 10月28日（水）

進行：近藤 高志（JRA 総研企画調整室）

(1) 開会挨拶

下平 浩己（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課）

(2) 主催者紹介

(3) わが国における馬の防疫体制

座長：山中 隆史（JRA 馬事部 防疫課）

1) 馬の防疫と馬防疫検討会の役割

下平 浩己（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課）

2) 馬の防疫に関する各都道府県の現状

各都道府県参加者

3) 軽種馬の防疫と JRA の役割

小平 和道（JRA 馬事部 防疫課）

4) 馬感染症に関する情報 11:30～12:00

(1) 国内外における馬伝染病の発生状況

山崎 洋祐（馬事部 防疫課）

(2) 馬の輸出入検疫状況

竹川 正興（動物検疫所）

(3) 馬用の生物製剤製造状況

小平 和道（馬事部 防疫課）

(4) 細菌感染症－1（講義）

講師：丹羽 秀和（JRA 総研・微生物研究室）

(5) 細菌感染症－2（講義）

講師：木下 優太（JRA 総研・微生物研究室）

(6) 原虫・寄生虫症（講義）

講師：越智 章仁（JRA 総研・微生物研究室）

(7) 病理学（講義）

講師：上野 孝範（JRA 総研・微生物研究室）

第2日目 10月29日（木）

(8) ウイルス感染症－1（講義）

講師：辻村 行司（JRA 総研・分子生物研究室）

(9) ウイルス感染症－2（講義）

講師：根本 学（JRA 総研・分子生物研究室）

(10) ウイルス感染症－3（講義）

講師：坂内 天（JRA 総研・分子生物研究室）

(11) 保定法／個体識別法／検体採取法（実習）

講師：倉持 雄太（JRA 馬事部 防疫課）、辻村 行司、根本 学、坂内 天（JRA 総研・分子生物研究室）、上野 孝範、丹羽 秀和、越智 章仁、木下 優太、内田 英里（JRA 総研・微生物研究室）

(12) 意見交換・閉会挨拶

司会：山中 隆史（JRA 馬事部 防疫課）

IV . 軽防協ニュース (号外)

1. マレーシアにおけるアフリカ馬疫の発生について



軽防協ニュース速報 (号外)

2020年9月9日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

マレーシアにおけるアフリカ馬疫の発生について

マレーシアで、初めてアフリカ馬疫の発生が報告されました。現在のところ、タイでの本年2月以降の発生との関連性を示す確定的な証拠はありませんが、地続きの隣国における東南アジアでの2例目となります。

発生状況

8月上旬から中旬にかけて、5頭飼育されている施設 (backyard horses, 品種不明) の4頭が、臨床症状 (跛行、呼吸困難および発熱) を示し、RT-PCR でアフリカ馬疫陽性と判定されました。8月31日に、再度、それら5頭を検査した結果、すべての馬が陽性と判定され、9月2日にOIEを通じて本発生が報告されました。現在のところ、流行ウイルスの血清型 (9つに分けられる) 等は不明です。今回の発生場所 (テレンガヌ州) は、タイとの国境より約200km離れています。タイにおける公式最終発生 (6月16日) の場所 (バンコク近郊) からは約1000km離れています。また、マレーシアに最も近い発生場所 (ブラチュアアップキーリーカン県) とは約880km離れています。本症を媒介するヌカカは、陸上では150~300km (山などの地理的バリアの有無による)、水上では700km移動できるとされています。

流行ウイルスの分析結果が未公表ですので、今回のマレーシアでの発生が新規にアフリカ大陸等の常在地から侵入したのか、あるいは先のタイでの流行 (血清型は1型) に関連したのかは不明です。本症の馬の致死率は50~90%とされており、タイにおける流行では約93%と報告されています。従いまして、今回のマレーシアにおける発症馬5頭中死亡馬が0頭という情報 (安楽死予定) を鑑みますと、致死率が通常よりも低いように見受けられます。タイでは弱毒生ワクチン (1, 3および4型を含む) が様々な地域 (27県) の延べ9,500頭以上に接種されました。4月7日付本協議会



英国 環境・食料・農村地域省 HPより引用 (改)

速報 (号外) でも紹介しましたように、本ワクチンの欠点として、ワクチン株と野外流行株との間で交雑が生じ、病原性復帰したハイブリッドウイルスが出現する可能性が知られています。この観点からも、今回のマレーシアの流行ウイルスに関する詳細な情報が待たれます。

なお、日本とマレーシアの間における馬の移動のための輸入衛生条件はありません。

軽種馬防疫協議会

2. 米国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件の改正 ～CEM 検査要件に関する変更～



軽防協ニュース速報 (号外)

2020年11月25日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

米国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件の改正 ～CEM 検査要件に関する変更～

令和2年11月20日付けで、米国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件[一般馬(繁殖馬含む)のための輸入衛生条件]が改正されました(2動検第733号)。主な内容は、輸出前の馬伝染性子宮炎(CEM)の検査について、これまでは7日間隔で、計3回の生殖器由来材料の細菌培養検査が必要であったものが、PCR法が検査法の選択肢として追加され、検査回数も1回に変更されたことです。

(参考：<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/uma.html>)

CEMは、1977年に英国で初めて発生が認められた感染症です。主に交配により伝播し、子宮内膜炎が引き起こされることにより、繁殖牝馬が不妊に至ることがあります。牡馬は感染しないものの、陰莖や包皮に保菌することがあり、そのような保菌種牡馬との交配により、複数の繁殖牝馬へと感染を拡大させてしまうおそれがあります。

日本では1980年に初めてその発生が確認され、以降、北海道等の生産地を中心に発生が継続していました。当初は細菌培養法による感染馬の摘発を行っていましたが、PCR法が導入されて以降は、より迅速かつ正確な体制が整備され、2005年を最後に日本での発生は認められていません。PCR法は、現在も日本における輸入検疫や、着地検査中などの自衛防疫に活用されています。また、近年では、海外でも本症の診断法として急速に普及しつつあるようです。

今回の対象である米国では、2008年から2010年頃にかけて本症が国内で散発的に見つかるとともに、積極的な清浄化が進められてきました。その結果、2014年以降は未発生となっています。この米国における衛生状況の改善、および上述した日本でのPCR法を用いた輸入検疫や着地検査体制の充実が、今回の改正に結び付いたものと考えられます。今回の改正は、安全を保ちながら、米国産繁殖用馬の日本への導入を円滑なものとし、ひいては日本の馬産業全体の今後の発展に大きく貢献するものと期待されます。

軽種馬防疫協議会

V. 日本の競走馬における馬伝染性貧血のサーベイランス検査

●日本の競走馬における馬伝染性貧血のサーベイランス検査結果

日本の競走馬における馬伝染性貧血のサーベイランス検査結果

2021年1月14日
軽種馬防疫協議会

2017年に農林水産省は、日本国内の競走馬、乗用馬および野生馬を含む全70,133頭を対象としたサーベイランス検査の結果から、日本において馬伝染性貧血（EIA）は清浄化されたと結論づけた。その後もEIAの清浄性の維持を確認するため、2020年に日本中央競馬会（JRA）と地方自治体が管轄する各競馬場の競走馬において、寒天ゲル内沈降反応（AGID）によるEIAの自衛的なサーベイランス検査を行った。飼養頭数が約300～2,000頭程度の各トレーニング・センターまたは競馬場の競走馬の中から、それぞれ無作為に59頭以上を抽出し、2020年秋に採取した血清サンプルにて検査を実施した。

サーベイランス検査の結果を下表に示す。EIA陽性馬は検出されず、日本の競走馬集団におけるEIAの有病率は95%信頼区間で5%未満であることが示唆された。今後も毎年当サーベイランス検査を継続していく予定である。

表 2020年EIAサーベイランス検査結果（AGID）

トレーニング・センター 競馬場	団体名 (JRA、地方自治体)	検体数	陽性頭数
美浦トレーニング・センター	JRA	60	0
栗東トレーニング・センター	JRA	60	0
帯広競馬場	帯広市（北海道）	60	0
門別競馬場	北海道	59	0
盛岡競馬場	岩手県	60	0
水沢競馬場	岩手県	60	0
大井競馬場	東京都	60	0
浦和競馬場	埼玉県	60	0
船橋競馬場	千葉県	60	0
川崎競馬場	神奈川県	60	0
金沢競馬場	石川県	60	0
笠松競馬場	岐阜県	60	0
名古屋競馬場	愛知県	60	0
園田競馬場	兵庫県	60	0
高知競馬場	高知県	60	0

VI. 軽種馬防疫協議会 委員名簿

令和2年6月18日現在
(順不同・敬称略)

○議長：木所 康夫（日本中央競馬会 常務理事）

○常任委員：生野 等（地方競馬全国協会 理事）
益満 宏行（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）
木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）
永峰 一弘（日本馬事協会 専務理事）
横田 貞夫（日本中央競馬会 馬事担当理事）

○専門委員：

農林水産省

和田 剛（生産局 畜産部 競馬監督課 首席競馬監督官）
尾原 博志（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（地方班長））
大竹 匡巳（生産局 畜産部 畜産振興課 技術第1班 課長補佐）
坂本 有希（消費・安全局 動物衛生課 検疫業務班 課長補佐）
下平 浩己（消費・安全局 動物衛生課 防疫業務班 課長補佐）
角田 隆則（動物検疫所 検疫部長）
嶋崎 智章（動物医薬品検査所 検査第一部長）

(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門

楠本 正博（細菌・寄生虫研究領域 腸管病原菌ユニット長）

地方競馬全国協会

坂東 義和（公正部長）
菅 浩雅（公正部 公正課長）
望田 森介（公正部 調査役）

日本軽種馬協会

江口 貞男（首席調査役）

日本馬術連盟

阿部 憲二（事務局長）
川嶋 舟（獣医委員）

地方競馬主催者

岡井 和彦（北海道軽種馬振興公社 競走関連部 獣医グループ主幹）
舩川 寛晃（帯広市農政部 ばんえい振興室 主査）
伊藤 真（岩手県競馬組合 業務部 管理監）
原 裕（埼玉県浦和競馬組合 野田管理事務所長）
石原 裕介（千葉県競馬組合 業務課）
中嶋 将彦（特別区競馬組合 競馬事務局 競走課）
久末 修司（神奈川県川崎競馬組合 きゅう舎管理課）
高井 光（石川県競馬事業局 競馬業務課 担当課長）
安藤 恵三（岐阜県地方競馬組合 業務課）
安達 教治（愛知県競馬組合 専門員（獣医統括））
稲場 収（兵庫県競馬組合 事業部長）
劉 辰女（高知県競馬組合 競走馬診療所）
相川雄一郎（佐賀県競馬組合 馬診療所長）

日本馬事協会

中山 清秀（参与・事務局長）

全国乗馬倶楽部振興協会

山口 洋史（専務理事）

全国公営競馬獣医師協会

上田 毅（会長）

競走馬育成協会

佐藤 光信 (副会長・常務理事)

軽種馬育成調教センター

小林 光紀 (業務部長)

日本競走馬協会

小林 英典 (常務理事)

日高家畜衛生防疫推進協議会

駒澤 弘義 (理事)

胆振家畜自衛防疫推進協議会

吉田 喜義 (事務局長)

ジャパン・スタッドブック・インターナショナル

井上 真 (理事長)

中央畜産会

向井 清孝 (衛生指導部長)

日本中央競馬会

馬事部

小玉 剛資 (馬事部長)

松田 芳和 (馬事部長補佐)

川崎 和巳 (馬事部 獣医課長)

山中 隆史 (馬事部 防疫課長)

競走馬総合研究所

松村 富夫 (競走馬総合研究所 参与)

高橋 敏之 (競走馬総合研究所 企画調整室長)

近藤 高志 (競走馬総合研究所 企画調整室 参事)

栗東トレーニング・センター

石丸 陸樹 (競走馬診療所長)

美浦トレーニング・センター

蘆原 永敏 (競走馬診療所長)

- 幹 事：坂東 義和 (地方競馬全国協会 公正部長)
 菅 浩雅 (地方競馬全国協会 公正部 公正課長)
 江口 貞男 (日本軽種馬協会 首席調査役)
 阿部 憲二 (日本馬術連盟 事務局長)
 中山 清秀 (日本馬事協会 参与・事務局長)
 小玉 剛資 (日本中央競馬会 馬事部長)
 山中 隆史 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長)

- 事務局長：小玉 剛資 (日本中央競馬会 馬事部長)

- 事務局：松田 芳和 (日本中央競馬会 馬事部長補佐)
 山中 隆史 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長)
 小平 和道 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長補佐)
 山崎 洋祐 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課)
 倉持 雄太 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課)



軽種馬防疫協議会

(<http://keibokyo.com/>)

日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本馬術連盟
および日本軽種馬協会を中心に構成され、
軽種馬の自衛防疫を目的とする協議会です。
(昭和47年8月11日 設立)

議 長 木所 康夫
事務局長 小玉 剛資

事 務 局 〒106-8401 東京都港区六本木6-11-1
日本中央競馬会 馬事部 防疫課内
e-mail info@keibokyo.com
TEL.03-5785-7517・7518 FAX.03-5785-7526